

# マルクス福祉資本主義論序説

—G・E・アンデルセン批判—

武 井 博 之

## 第1節 問題提記

スタインベック作『怒りの葡萄』は、職を求めるおんぼろトラックで大陸を移動する家族の悲惨な話だが、結末で、主人公の妹が胎児を失った悲しみをものともせず、行き倒れの男に乳房を与えるシーンがある。マリア・テレサの言う、民衆の愛の極致であろう。その時の、表情は描かれていなか「モナリザの微笑」こそ、と思ったりする。

若かりしマルクスも、プロレタリア（女性ではないが）にその心臓とともに哲学を、それも自分に逆らって行動できる哲学を発見した。現代の女性—G・E・アンデルセンによれば、シングルマザーの多いスエーデンにおいても一もまた、「不幸な愛」を乗り越えても、子どもを生み育てたいという、根強い願望を持っていると言う（アンデルセン『平等』p.106）。

他方で、世界的社会保障研究者アンデルセンは、「女性の新しい役割は、結婚率の低下や家族の不安定性の拡大、『非典型的』家族の出現。そして低出生率と結びつけられている」（同p.27）と女性革命の未完を指摘している。

現代の人類史的課題とは、いったい何なのか？またアンデルセンの言う「女性革命」「脱家族化」とは、一体どのような状態なのだろうか？そもそも福祉

資本主義とは、どういう社会体制なのか？これらについてのマルクス経済学の研究者の意見を、小生は寡聞にして知らない。

そこで、アンデルセンに沿いつつ、マルクスの見地から、福祉資本主義とは、どのような資本主義なのか、社会主義とはどのような関係にあるのかについて、考察する。その上で、福祉社会主義における女性さらに家族のあり方についても若干の提案をしたいと考えている。

なお、アンデルセンの著作は、何冊もでているが、ほぼ10年おきに書かれ翻訳されている三著からの引用に、小生がコメントする形で議論していく。

第2節、『福祉資本主義の三つの世界』では、まず氏の福祉国家論について紹介し、彼独特の method論の確認後、アンデルセンのマルクス理論に対する理解の問題点を考察する。

第3節、マルクスによる革命と福祉の統一過程の比較検証、そのなかでの福祉資本主義論の可能性を、『資本論』の資本蓄積法則や、『ゴータ綱領批判』の社会主義への示唆から、構築していく。

第4節、アンデルセンの前著におけるいわゆる「脱商品化」論を解明した後、『ポスト工業経済の社会的基礎』における、サービス産業化論や福祉国家収斂論の誤謬を、労働時間法則や、途上国への関係のなさという点から批判する。冒頭に問題提起した、女性革命の今後のあり方については、『平等と効率の福祉革命』におけるジレンマ、そして本末転倒の解決策を指摘し、小生の経験からの提案で終わる。

## 第2節 福祉資本主義とは何なのか — アンデルセンの福祉国家論

そもそも福祉とは、どのような状態をいうのか？福祉と資本主義とは、どのような関係にあるのか？福祉と資本主義とは、本来対立するのではないのか？さまざまそしてマルクスの観点から福祉資本主義とは、何かを解明することが、本論の課題である。

本論で取り上げる、アンデルセンもそうであった。しかし、アンデルセンの

数冊の著作には、特別でなくとも明解な定義が慎重に避けられているので、やはり彼の構成総体からまず彼の福祉国家論からはじめなければならない。

Welfare Capitalismを表題とした著作にもかかわらず、アンデルセンの定義は、定義としてはきわめて現象的で、無意味に近い規定でしかない。

「福祉資本主義は、過去半世紀にわたって、先進経済諸国の支配的政治経済学となった。これが本質的に時代精神Zeitgeistを捉えるのに適したものだったことを考えれば、この概念の正確な定義を求めるることは、おそらく意味がないであろう。」（『ポスト・・』 p.29）

しかしここでは、（彼のアプローチの底に流れていると思われる、）資本主義の厳密な定義やマルクス理論の細かい概念等について問わず、彼の言うところに隨っていこう。

アンデルセンの主たる課題は、福祉資本主義の経済的土台の解明（レギュラシオーン学派のように）でなく、その上部構造たる福祉国家の形成と展開に向かう。

「『福祉国家レジーム』というのは、ある意味で、この本の要となる概念である。

その理由は、いくつかある。第一に、一般的に用いられている福祉国家という概念は、伝統的な社会改良政策を指し、狭きにすぎない。第二に、今日の先進諸国がクラスター化されるとすればその分岐点は、伝統的な意味での社会福祉政策がどのように形づくられたかという点のみならず、国家が雇用や社会構造全般にいかに影響を及ぼしているかという点に求められるからである。本書が明らかにするであろうことはまさにそのことである。「レジーム」について語ることは、国家と経済の間には法的組織的な関係が体系的に張りめぐらされている、ということを指し示すことに他ならない。」（『福祉・・』 p.2）

先に、述べていたように、アンデルセンは、上部構造主導の側面から、民主主義の発展とともに福祉拡充が国家を超えた福祉国家資本主義の解明をめざしていく。

「・・ともかく、福祉資本主義は、資本主義の歴史において、四つの構成要素からなる制度的革新の到来を指し示すものであった。一つ目の、そして最も

重要な革新は、普遍的社会的シティズンシップを、新たな社会的団結を約束する福祉国家であった。福祉国家という概念から、すぐさま第2の革新、すなわち完全な民主主義がでてくる。イギリスで福祉国家という言葉が初めて使われたのは、第二次世界大戦中、ナチスの戦争国家への対抗策として、ヨーク大主教によってであった・・・。言い換えれば、民主主義と福祉国家とは同じ布地から縫い上げられているのである。

労働組合と、今日、現代産業関係システムと呼ばれているものとの完全な承認と強化が、福祉資本主義の第3の柱であった。その理由は、これが労働市場での争いを調整し、雇用と雇用の確保を導入したこと、(労使)交渉に合意を重視するやり方を取り入れたことだけでなく、スウェーデンの社会主義者がかつて言ったように、「工場の門の背後」にささやかな民主主義を導入したことにある。最後に、第4の柱、教育を受ける権利と現代大衆教育システムの拡大がなかったら、福祉資本主義は不完全なものとなつたであろう。」(『福祉』p.29~30)

氏の「福祉資本主義」なるものが、まず、福祉を個人的民主主義と結びついた国家という政治、議会活動そして制度、及びその帰結としての「社会的団結」たる福祉国家という一定の上部構造から出発し、ついで、曖昧な表現で、経済的土台をなす産業がつまり企業が労組と並列して構成されている。そして、その高度な発展を示唆するバロメーターとしての上部構造、國家の機能である教育(これが、土台の生産能力を高める重要な役割)が4つ目として追加される。

近代経済学でいう経済の三主体、家計、企業、国家が基本という構造的解明あるいは制度分析でもなく、(つまり、剩余価値生産をめぐる階級闘争についてここでは触れられてはいない)むしろウエーバーの理念型を借用する歴史的な制度生成過程の実証という社会学的アプローチをしているのがアンデルセンの方法論の特質といえよう。

たとえば、かつて日本の福祉国家論者小谷義次氏は、アメリカを想定し「現代国家の基本的性格を形成する二つの主要な側面」、傾向を示すものとして、福祉国家より、「直接的かつ積極的な」、土台の反映としての軍事国家の重要性について語っていた(小谷、p.5~6)。

しかし、アンデルセンにあっては、国家の定義に関心なく、国家の二つの機能、階級抑圧の道具か、国民の共同事務かの葛藤もなくむしろそれらは過去の問題として考察され、また現代帝国主義段階の軍事国家の動向についても階級形成の問題としての福祉国家重視から門前払いしている。

「本書でも、戦争という要因をめぐる議論は直接には取り扱われていない。しかし、我々が福祉国家の起源にかかわって絶対主義的あるいは権威主義的支持の相対的強度が重要であったと論じる時、実はこの戦争起源説を間接的に支持しているのである。ただし本書において基礎となる仮説は、戦争起源説ではなく、諸階級が政治的にいかなる連合を形成したかというその歴史的展開こそが福祉国家のバリエーションをうみだした最も決定的な要因であった、というものである。」（『福祉・・』 p.1）

要するに、氏のアプローチは、氏の結論がそうであるように、その時代、その場そして事柄に応じて、有用と思われる運動、歴史、事実について、それまでの集積されている研究成果を比較照合し解釈するなかで、具体的なさまざま「バリエーション」を彫琢提示するという、自国の総合的未来の見取り図（没階級的見地につながる）をめざす。その最初の結論が次のものである。

「『福祉資本主義の三つの世界』は政治経済学の実践であり、福祉レジームを、公共が提供するものと市場がするものとの混合の仕方によって規定し、統いて、各国の伝統と権力の流動化のパターンから、国際的な多様性の説明を行った。三つの主要な福祉レジームを、「社会民主主義的」（基本的には北欧諸国）、「保守主義的」（ヨーロッパ大陸諸国）、「自由主義的」（アングロ・サクソンの国々）と分類することによって、それぞれの性格を明らかにするとともに、ルーツを確認した。」（『ポスト・・』 p.35）

止目すべきは、アンデルセンが、さまざまな福祉資本主義国を比較解説しようとした何よりの理由に、自ら北欧福祉国家（デンマーク）に活動する社会民主主義者として、「社会民主主義が、成功するのか、失敗するのか、について、その諸条件を説明するための、適合した理論を持っていない」（“POLITCS AGAINSTS” G · Esping — Andersen p.3）ことを自覚していたという点にある（だが、上の「三つの主要な福祉レジーム」なるものには、民主主義的であつ

ても、社会主義的な色彩は忘却されている)。

「『福祉国家レジーム』といふのは、ある意味で、この本の要となる概念である。

その理由は、いくつかある。第一に、一般的に用いられている福祉国家という概念は、伝統的な社会改良政策を指し、狭きにすぎる。第二に、今日の先進諸国がクラスター化されるとすればその分岐点は、伝統的な意味での社会福祉政策がどのように形づくられたかという点のみならず、国家が雇用や社会構造全般にいかに影響を及ぼしているかという点に求められるからである。本書が明らかにするであろうことはまさにそのことである。「レジーム」について語ることは、国家と経済の間には法的組織的な関係が体系的に張りめぐらされている、ということを指し示すことに他ならない。」(『福祉・・』p.2)

先に、述べていたように、アンデルセンは、上部構造主導の側面から、民主主義の発展とともに福祉拡充が国家を超えた福祉国家資本主義の解明をめざしていく。

資本主義経済体制に深く沈潜する前に、その上部構造である福祉国家の側面から、社会民主主義者としてのあり方、成功の諸条件を、手探りで発見していくことは、大変困難な道といえよう。まして戦前あのプロメテウスの苦痛を偲ばせる「社会ファシズム」という（革命派からの）逆転した社会民主主義者への攻撃を想起する時、いかにアンデルセンといえど、頼りになる思想家、学者も少なく、むしろ四面楚歌の状態での悪戦苦闘あったといえよう。だが、そのような状況の中で社会民主主義の理論のあるべき姿、未来への批判的検討こそ彼の出発点であり、そこから得られた貴重な結果が、上述のバリエーションをつなぐ諸「クラスター」理論の発見であった。

アンデルセンは、福祉国家に一連の基準から、それも変革アクターの理念的原理を軸点にしてクラスター化、別の言い方をすれば分散化あるいは特殊化、そして「三つの主要な福祉レジーム」を完成する（だが、クラスター爆弾が示唆するように、連続するが、相互の必然的関係も持たず—実際には関係しないと、連鎖爆発しないのだが—バラバラに発展する諸レジーム）。

「もし我々が福祉国家を分析しようと望むならば、我々は福祉国家の社会に

おける役割を規定している一連の基準から始めなければならない。福祉国家の役割とは、税金を使うことではないし課税をすることでもない。また、平等をすすめることでも必ずしもない。我々は歴史的に福祉国家を形成してきたアクターがいかなる原理に基づいて団結し闘争してきたのかという点を念頭においてた福祉国家比較の枠組みを提示した。福祉国家にどのような原理が埋め込まれているのかという点に焦点をあてると、我々は多様な福祉国家レジームのクラスターを発見することができる。そこで相違は、何らかの共通の基準に照らしてより進んでいるか遅れているかというバリエーションではないのである。」(『福祉』・p.35)

だが氏のクラスター分析は、「何らかの共通の基準」については、その慎重な具体的な事象分析にもかかわらず否定的であるのは何故なのだろうか?

この問題についてマルクス経済学の見地から考察する前に、まず彼のマルクス理解について少し触れておこう。

アンデルセンは、先に述べたようにソ連派的な革命家たちから分かれた社会民主主義を起源とするが、その「両翼」の中心にあった科学的社会主义者の元祖マルクスの学説に対し、充分精通していたとは言いえなかった(少なくとも、彼の搾取論などについて寡聞にして知らない)。その運動論、革命と改良の統一論にある種の議論の必要なことを、さらに革命家レーニンらに対しその社会民主主義批判に大きな疑問を感じていた(前掲書参照)からでもあろうが、それらの革命論とマルクスの運動論、さらに、資本主義経済のにおける革命と改良との統一観をきちんと弁別できていなかったようである(彼は、彼の経済学研究書にもかかわらず、その意味で社会学者であるが、経済学者でもあるとはいえない)。

たとえばマルクスについて、次のように、述べている。

「マルクスとエンゲルスは、社会的平和主義に基づく改革が社会主义の実現を遅らせる可能性に頭を悩ませていた。ナポレオンⅢ世やフォン・ターフェ、ビスマルクたちが社会主义を抑止することが改良の目的であることを公然と認めていた点を考え併せれば、マルクスとエンゲルスがこうした怖れを抱いたとしても無理はない。しかし、マルクスですら必ずしも全面的にこうした考えに

固執していたわけではなかった。マルクスは、イギリス工場法に関する分析のなかで、ブルジョワ的改良が有意義であるばかりか将来的に労働者の地位を強化すると結論づけている（Marx, 1954～6, ch. 10）。『共産党宣言』の結びのページでは、後の自由主義とさほど大差のない改革が唱えられている。

社会主義者は、社会的救済を求める現実のニーズに応えると同時に、社会主義運動による権力奪取に寄与するような社会政策を案出する必要があった。いかなる連帯原理を掲げるかが問題の焦点になった。とくに熟練労働者や技能労働者の間では、コーポラティズムと友愛組合がひとつのモデルとして広く受け入れられた。しかし、このコーポラティズムや友愛組合は、広汎な階級的統一の構築と「スラム・プロレタリアート」の生活改善を目指すとなると問題を含んでいた。」（『福祉・・・』p.74）

当時ヨーロッパ諸国には、権力奪取をめざす革命「統一戦線」と「生活改善」を目指す改良社会的政策の両立の実現には、確かに大きな困難があった。しかし、氏が実質的に認めているように、イギリスにおいては何らか連帯原理（つまり階級闘争を通じての）があり、社会主義をめざす運動が実現してきたところに彼ら社会民主主義者の福祉資本主義の成立があったのではないだろうか？少なくとも、氏の伝聞するマルクスの理論と実践からも、（たとえ）その限界があつ（たとし）ても（その）原理自体の存在を否定ことはできないであろう。別のところで氏は、「カール・マルクスも同様に、プロレタリア化の進行を信じていた」（『ポスト・・・』p.4）とマックス・ウェーヴァーとともに、マルクスを収斂論者として取り扱ってしまっているように、さらに（少なくともレニンの研究に比べて）精密なマルクス理解、経済学の本格的研究を期待したいところである（特に、「スラム・プロレタリアート」の表現形態とその役割の理解は、非凡である）。

上述にもどるが、アンデルセンが理解したように、当時あそこでマルクスが危惧しているのは、ヨーロッパ諸国全体で革命か改良かの統一観の揺れでなく、当時はイギリスに比べフランスやドイツの資本主義がまだ完全に自立していなかつかったにもかかわらず、ナポレオン三世やビスマルクが上から怪しげな「社会政策」を導入することに問題を感じていたのではないだろうか。

問題は、氏が「クラスター化」したようにマルクスは三つの国の相違を言いたかったと思う。だから当時ドイツで資本主義の発達が未成熟で、イギリスでのような議会という道具を通じた「改良」から革命への道という道筋を、ドイツには適応できること（生産力の発達の程度）を既に意識していたのである。このことは後半の氏の「困難」の帰結からも充分察せられることであろう。

マルクスは、イギリスを中心とした世界各国の「バリエーション」を経済発展の（「共通尺度としての」見地から真に「クラスター化」しただけでなくその原理（として）の革命と改良の（弁証法的）「統一」（つまり、上部構造自体からではなく、国家の変革形態を、経済発展段階に即応した民主主義的階級闘争の作用としての一定の「社会的団結」から）を、1867年の『資本論』の「序文」において見事に描きだしていたのである。

「人はこのことについて自分をあざむいてはならない。18世紀のアメリカ独立戦争がヨーロッパの中間階級（ブルジョアジー）にたいして出動準備の鐘を打ち鳴らしたように、19世紀のアメリカの内乱（南北戦争）はヨーロッパの労働者階級にたいして出動準備の鐘を打ち鳴らした。イギリスでは、変革過程が手に取るように明らかである。この過程は、一定の高さに達すれば、大陸にはね返ってくるに違いない。それは大陸では、労働者階級自身の発展程度に応じて、より残忍な形で、あるいはよりヒューマンな形で、おこなわれるであろう。したがって、今日の支配階級は、より高尚な動機は別として、まさに彼ら自身の利害関係によって、労働者階級の発達をさまたげるいっさいの、法律によって処理できる諸障害を取りのぞくことを命じられている。」（『資本論』①、s.15～16）

そして、マルクスは、さらにアンデルセンも指摘していた工場法に言及し、続けて言う。

「そのために私は、ことにイギリスの工場立法の歴史、内容、成果にたいして、本巻のなかであのよう詳しい叙述のページをさいたのである。一国民は他の国民から学ばなければならないし、また学ぶことができる。たとえある社会が、その社会の運動の自然法則への手がかりをつかんだとしても——そして近代社会の経済的運動法則を暴露することがこの著作の最終目的である——そ

の社会は、自然的な発展諸段階を飛び越えることも、それらを法令で取りのぞくことも、できない。しかし、その社会は、生みの苦しみを短くし、やわらげることはできる。」（同上）

ここでは、氏とは別の世界的規模での経済的運動法則（剩余価値生産体制と階級関係の対応）の確立が、革命と改良の関係を正しく位置づける土台となっていることは、明らかであろう。氏とマルクスの関係は、その何らかの基準の有無に大きな乖離があると推定せざるを得ない（であろう）。

ここでマルクスは、その形成過程はともかく、革命か改良かではなく両者であり、その弁証法的統一を可能とするのが科学的法則（認識）すなわち資本主義の完全な発達こそ基本であり、それ以上の道ではないと、強調している。（この点でたとえば、革命派に属したグラムシが初めはレーニンらのロシア革命を『資本論』に反する革命だと感じたのを思い出しが、当時のロシアが先進国であれば間違いであり、ザスリーチへの手紙でのように資本主義が未成熟であれば、革命は可能なのである、というわけである。だが、そのソ連邦も革命により成立し、その改良の失敗により崩壊した。なんという世紀的悲劇であろうか。）

ある意味で、アンデルセンの解説しているように慎重さにおいて、マルクスも両者の「統一」について動搖していた（過渡的時期もあった）と解釈してもよいかもしれない。しかしその前に考えておかねばならないのは、心、精神の変化というものは、揺れ動くものであり、その変動がどのようにあれ、大切なのは、むしろその変動する認識の根元である存在自体あるいは対象およびその条件の運動、変化が、認識を生み出すというのが、氏のよく使う（意味不明な）「弁証法」にとどまらない唯物論的反映論、マルクスの方法である。

先の「序文」の注意すべき後半部から、改めてアンデルセンとは逆な史的唯物論思想をマルクスが展開していることを指摘しておこう。マルクスは、自然（＝社会＝階級社会）法則の存在と、それへの人間社会における議会を通じての反作用、さらには階級闘争の限界を示唆していることである。反対にアンデルセンは、政党動員による階級闘争を基軸にし、三福祉国家群へとクラスター化する独特の「社会民主主義」の方法、換言すれば理念（意識形態）から（分

裂したレジームという) 現実 (=現象としての福祉) へ、というヘーゲル的な逆立ちした疎外された(つまり解決、止揚—社会主義への展望—を持たない孤立した、「クラスター化」の)「弁証法」(つまり「バリエーション」的思考方法に止まつたままの) であったといえよう。

### 第3節 『資本論』における福祉資本主義論 — 絶対的・一般的 資本蓄積法則

次に、氏の比較手法を活かしつつ、わずかであるがマルクスにおける革命と改良の統一、(またはその歩み)へのあるいは改良から革命(さらに革命から改良?—ロシア・・)への、つまり、マルクスによる福祉資本主義論から、さらに社会主義への展望について考察してみよう。

マルクスの革命論または「改良」に関する認識が変化・深化・進化するのは『資本論』(第一部)の完成とそれ以前、1866年前後での事実認識にある。その事実とは、次に引用する資本論第1部のよく知られた(当時のイギリスから学んだ経済学)自然法則、それも資本蓄積の「絶対的、一般的法則」という定式化である。アンデルセンはむしろ前節引用文にのべていたように否認していた「共通の基準」である、といえるものである。

『資本論』第1部の核心部分は、次のとおりである。

「社会の富、機能資本、機能資本の増大の範囲と活力、したがってまたプロレタリアートの絶対的大きさおよび彼らの労働の生産力、これらが大きくなればなるほど、それだけ産業予備軍が大きくなる。使用可能な労働力は、資本の膨張力の場合と同じ諸原因によって発展させられる。すなわち産業予備軍の相対的大きさは、富の力能につれて増大する。しかし、この予備軍が現役の労働者軍と比べて大きくなればなるほど、固定的過剰人口は、すなわち彼らの労働苦がなくなるのに反比例して貧困が増大していく労働者諸層が、それだけ大量的となる。最後に、労働者階級中の貧民層と産業予備軍とが大きくなればなるほど、公認の受給貧民がそれだけ大きくなる。これこそが資本主義的蓄積の絶対的・一般的な法則である。他のあらゆる法則と同じように、この法則も、そ

の実現にあたっては多様な事情によって修正されるが、これらの事情の分析はここでの問題ではない。」（『資本論』4、s.673～674）

第一巻は、64年から7年の出版までに何度も書き直され、修正された経過をもち、しかも背景では当時の「国際労働者協会」での労働組合をめぐる活動とも極めて密接な関連をもつ最高の素材である。その労働者のバイブルの最も核心的科学的貢献は資本主義の原理をなす資本蓄積の「一般法則」の折出であった。

その一般法則とは、周知のように、経済的土台における資本家の機械等による生産性の上昇と共に資本の技術的構成、価値構成の高度化にともなう特定の生産様式の成立と共に増大という資本制下の人口法則となり、その結果としていわゆる「受給貧民」の大量化という、一連の資本蓄積法則としてのそれである（この法則自体についての研究は余りない）。

第1部完成（1867年）までの、数年（63年以降）のマルクスの理論と実践、両面の活動と、その興味ある成果、一マルクス福祉資本主義論一について、報告しておこう。

マルクスは、61年～3年草稿中『資本論』第一部用の第二草稿を書き上げる以前の「国際労働者協会創立宣言」や「同暫定規約」（64年10月前後）において、労働者階級の経済学を対置して、資本制について「中間階級の経済学である需要法則の盲目的な支配」（全集⑯、s.11）という興味深い指摘をしている。この時の「需要法則」とはおそらく相対的過剰人口つまり産業予備軍を前提とした雇用とその賃金をめぐる法則であり、未だ需給貧民の結果的法則に至っていないと思われる。

このことは、「同規約」において、「われわれは自分自身のためだけでなく、各自の義務を果たしているすべての人のために人および市民の権利を要求するのが、人たるもののは義務である。と考える」（同上、s.14）という道徳的な見地から、「・・平等の権利と義務のため、またあらゆる階級支配の廃止のための闘争」（同上）により政治的等の従属の根底にある「人間の経済的な隸属」の「開放が大国的であり、あらゆる政治運動は手段としてこの目的に従属すべきものであること」（同）に展開されている中にも示唆されている。

もちろん（明らかに）アンデルセンの危惧を否定して、経済革命と政治、変革は、目的と手段としてではあるが統一されている。ここでレーニンの哲学、相対的なものと絶対的なものの区別は絶対的だがその関係は相対的なものであるという手段の目的化の可能性について論じる必要もないが、「従属」という表現からは、二次的となる政治的改良的活動がまだ恒常的とはなっておらず労働組合の運動も、「ゲリラ」的であっても、「組織された道具」にまで至っていなかった。

労組のゲリラ的活動について振り返れば、マルクスは、64年末（11月）には、手段としての政治的闘争の提唱であったが（これ自体は「労働日」確立の積極的評価を通じてであった）、65年中頃（6月）には、「ゲリラ戦だけに専念」（全⑯、3、152）する段階から、『資本論』は完成稿が完成する前後66年8月には、「資本と労働の間のゲリラ戦にとって必要であるとすれば、賃労働と資本支配との制度そのものを廃止するための組織された道具としては、さらにいっそう重要である。」（同上、s.197）と述べている。

今や、労組は単なる従属的政治闘争の道具であるのではなく、そのゲリラ活動は、資本との闘争に位置づけられ、労組は革命のための持続的な活動組織として主体上の大きな位置転換、つまり政治闘争を通じての経済変革へと労組（によるところ）の統一観が確立する。それだけでなく「社会運動」（同上）が視野に入ってきており、「労働組合の努力は狭い、利己的なものではけっしてなく、ふみにじられた幾百万の大衆の開放を目標とするものだということを、一般の世人に納得させなければならない」（同）と、労組への労働者階級の「前衛」としての全面的責任を背負わせていたのである。

この「指示」での時点で、（一般法則の結果としての）受給貧民法則が完成しているとは言えないが、その前の「賃金、価値、利潤」の講演原稿では、法則といえば有機的資本構成高度化の直接的帰結としての利潤率（の低下法則につながる第3巻草稿はできていた）法則と賃金との関係についてでしかないことからして、少なくとも一般的絶対的法則の完成はまだだがその前提にはなっていた、と考えられる。

さらに一層、驚かされることは、（本稿にとって極めて重要な）当時のマル

クスの言知の中に、今日の、そしてアンデルセンの用いた「福祉資本主義」と同じ内容を示す表現が見出されたことである。

66年8月の「中央評議会代議員への指示」の協同組合労働の節において、「福祉とは語源を同じくしないがをもたらす共和的制度とおきかえることが可能だ」（同上、s.195）と断言しているのである。

もちろん、（ここの）福祉（segenswreiche）という語は、「幸運、利得」等という共同組合的な脈絡から発せられた単語であろうが、その後生活保護も含めた社会保障を意味するように、広く、先に言った「社会運動」の成果としての「福祉」（welfare）とは語源を同じくしないが（welfare = よき行為、消費）宗教的な色合いをともにし、ほぼ同じと考えても無理とは言い切れぬであろう。

むしろより重要な点は、その福祉が、限られた範囲であるとしても、現実の資本主義つまり民主的であろうが軍事的であろうが「共和制度」（あるいは、本稿でいう福祉制度）つまり資本主義の下で可能だというマルクスの認識にある。

ここまでくれば、小論のいいたいことは容易にわかる。もう一度『資本論』の「序文」と「絶対的、一般的法則」とを見比べ、改良的革命論と経済学とを重ね合わせ（結合していただきたい。そこから、マルクスがいいたかったメッセージが伝わってこないだろうか？

この資本主義経済社会法則における「改良」とは何か？、上述の節のマルクスの事象と論理の展開、構造的分析および弁証法的統一観から推論すれば、政治と結びついた社会運動の対象たる広範な増大する失業者の軍団および「受給貧民」の救済と対策、社会保障を中心とした社会政策以外にない（これがマルクスの福祉資本主義の理論的視座の成立を意味する）。

だからマルクスは、『資本論』で、当時未だ労組は普遍的に強力とはいえず、歴史もないため、絶対的一般法則の叙述にとどめ、「修正」の余地を指摘するだけでその後の展開を後世に委ねたのである（現代の福祉国家は、以上のような、「修正」過程の制度的形成物であり、失業者、貧民を常に拡大再生産する資本家階級に対して、その法則に抗して福祉の実現をめざす労働者階級が闘いを挑み、その結果、その合法則的な選択に応じ高度化した相対的剩余価値生産

システムの上部構造形態といえよう。その福祉高度化のプロセスにおいて、物神的な利潤追求でなく、すべての人間の個性発展という社会主義的道程が実現されていく、その資本主義から社会主義への出発点であり、終着点が、福祉資本主義であるというわけである。)

既に前節で「賃金、価値、利潤」の講演でふれたように、資本蓄積の一般法則の定義に到達していないマルクスは、労組の改良闘争、とりわけ賃金闘争に取り組む意義を粘り強く説いているが、その賃上げ運動を、それを含めた一層広範な福祉のための階級闘争と読み替えるならば、その事実の重大性が切々とつたわってくる。

「‥近代産業の発展そのものは、労働者には不利、資本家には有利な情勢を累進的に生みださざるをえず、またその結果、資本主義的生産の一般的傾向は、賃金の平均水準を高めずに、かえってこれを低める、つまり労働の価値を大なり小なりその最低限におしさげるものである。この制度のなかでは事態の傾向は以上のとおりだと言ったとしても、だからといって、労働者階級は資本の侵害にたいする抵抗を断念し、自分たちの状態の一時的改善のためにそのときそのときの機会をおおいに活用する企てを放棄すべきだなどと言っていることになるであろうか？もしそんなことをしたら、彼らはみな一様に救いのない敗残者の群れにおちてしまうであろう。私はすでに、賃金水準のための彼らの闘争は賃金制度全体と不可分な出来事だということ、賃上げをしようとする彼らの努力は、100回のうち99回までは、一定の労働の価値を維持しようとする努力にすぎないこと、また彼らが自分たちの〔労働の〕価格について資本家とかけあわざるをえないのは、自分自身を商品として売らなければならないという彼らの状態からもともと起こってくるのだということを、明らかにしたと思う。もし資本との日常闘争で臆病にも屈服するならば、彼らは、そもそももっと大きな運動を起こすことなど、とうていできなくなることはまちがいない。』（全⑯、s.151～2）

もし、この推論に誤りがあるとすれば、マルクスの言説の「共和的制度」での可能性でなく「福祉」についての疑問（共和制と並列しての「福祉」制度としても、その福祉に受給貧民救済が果たし包含されているかどうか）であろう。

しかし、マルクスは『資本論』を刊行して8年後、有名な、「ゴータ綱領批判」において、「いまようやく資本主義から生まれたばかりの共産主義社会」のもとでの総生産物の中の「消費手段としての使用」分として、「一般管理費」と「諸欲求」を満たすための充当部分、に次いで、「第三に、労働不能者等々のための元本。つまり、今日のいわゆる公共の貧民救済費にあたる元本。」(全19、s.19) を忘れていない（聴濤弘著参照）。

マルクスは至るところで、労働者の賃上げ運動ですら、大きな損失をともなう苦痛に満ち満ちていても、労組に結集し賃金制度の廃止への粘り強い人類史的階級闘争としてとらえていた。同様のことが、今や資本主義体制の全社会構造にかかわる一般法則に対する労働者による「修正」行動として位置付けられたのであった。

受給貧民救済等の社会保障の実現こそ、労働者階級の賃上げおよび、労働時間縮短および労働条件の改善の前提条件（つまり貧困層への脱落防護措置）であるばかりか、資本蓄積循環への規制要因、さらには死重として一層切り込む役割へと転化しうる社会主义の「道標」となるのである。

もちろん、小生の福祉資本主義論としての『資本論』解釈が、正しいとは限らないとしても、改良から革命への道は、「経済発展の法則」——特定生産様式の資本構成高度化から利潤率低下の内包的法則——と共に、その外延的一般法則受給貧民の「生みの苦しみを短くし、やわらげることはできる」し、また実現しつつあるのが現今の先進国における福祉資本主義体制というわけである。

アンデルセンも認めている「工場法」成立の意義に関するマルクスの次のような評価は、以上のような小生の立論の可能性を強く示唆するものと言えないだろうか？

そこには、アンデルセン氏が読みとろうとする革命か改良かと同様でなく、全社会政策は、工場法と同様、生産様式の新発明、社会関係の変革機械として洞察され、両者の対立項事態もはや消えうせ、（福祉の追求が）改良から革命への、小さくても新しい社会政策の発現自体が、同時に古い経済体制を打破していく要素として発展していくことが示されている。

「工場立法、すなわち社会が、その生産過程の自然成長的姿態に与えたこの最初の意識的かつ計画的な反作用は、すでに見たように、綿糸や自動紡績機や電信と同じく、大工業の必然的産物であ（③、s.505）」り、「『工場立法の一般化は、小経営および家内労働の領域とともに、「過剰人口」の最後の避難所を、そしてそれとともに全社会機構の従来の安全弁を破壊する。工場立法の一般化は、生産過程の物質的諸条件および社会的結合とともに、生産過程の資本主義的形態の諸矛盾と諸敵対とを、それゆえ同時に、新しい社会の形成要素と古い社会の変革契機とを成熟させる。』（③、s.526）

では、資本主義の「独自な」（相対的剩余価値）生産様式としての福祉資本主義あるいは福祉的生産様式を「飛び越えることのできない自然的な発達諸段階」から社会主義あるいは共産主義社会への移行をどのように考えればよいのだろうか？難問だが思いつくまゝ述べておこう。

失業者や貧民に対する社会政策を、独占資本との闘争の中で、労組を中心とした労働者、農民、そして、広範な国民的統一戦線により一定程度、維持、発展できていたとしても、そして民主的な共和政府が実現していたとしても、今のスウェーデンがそうであるように、社会主義革命を宣言し、生産手段の「集団的所有」を実行できる法的根拠はない。一握りの独占資本化集団自身が、資本主義的生産様式、つまり剩余価値生産システム、推進の動機付け（利潤および利潤率）への執着に限界を感じ、その経営権を労働者階級に委ねればよいのである。もう今以上の「福祉政府」への配分配慮は不可能である、と。

その資本利潤率への圧力は、生産性発展に応じた当然の自然的欲求の長期的必然ではあるが、あくまで「福祉」は、資本蓄積法則の諸結果に対する「修正的」「反作用」に過ぎず、短期的には資本家の利潤増大欲求と常に對峙し、運動で闘いっていくほかはないのであった。その意味で先進諸国めざす「福祉資本主義」は、厳密には「福祉・資本主義」あるいは「「福祉」資本主義」と見なされ、眞の福祉が全面的に実現している場合には、生まれたばかりの社会主義は、「福祉社会主義」（女性の不可欠な役割を通じて）と呼べるものになろう。

だがその結節点は何か。それは、利潤率の低下法則の顕現である。

この法則の意義と今回での重要性は、拙著に譲るとして、ここでは、既に示

唆したように、生産性向上による生産手段（とくに生産者対象に注意）の増大（資本の技術的構成）にともなう資本の有機的構成高度が、『資本論』第一部の、とりわけ、「資本蓄積法則」自体の基礎的カテゴリーにおいて、一貫してマルクスによって総括されているということである。そしてこの蓄積法則が、第三部の総過程の中心において全面的に展開され、利潤率の傾向的低下法則として定式化されているのである。

マルクスは第三部草稿を他の部より改稿したかったであろうが、資本蓄積法則と利潤率法則とが流通過程を通過して基本的生産過程の運動法則として連動していることは、明瞭であろう。

低下法則の意味するところは、技術革新を実現しても労働者の相対的過剰人口つまり失業者を生み出し、自らの剩余価値の源泉を喪失して利潤率低下のなか、一時的な利潤量の増大（特別利潤）しか資本利得できず、重力法則のように抑制、制限されていく、というここにある。そのような資本自体は、自己矛盾にあるばかりか、（新技術導入が労働強度を高める限り）労働者階級の団結によつても労働時間の短縮、さらにワーク・シェアリングとして、その隘路をますます狭窄となすのである。

内包的な資本の蓄積法則としての利潤率低下傾向法則での自己矛盾の発展と、その結果生じる外延的なそれとしての相対的過剰人口および受給貧民の拡大という「一般的・絶対的法則」の両面が、福祉資本主義の形成過程であると同時に崩壊過程でもある。

たとえば、先の小谷氏は、「軍事国家が、資本蓄積を要請し…福祉国家は、過剰人口のもとで窮乏化を深めつつある人民大衆の抵抗と、その闘争にたいする独占資本とそれを支える国家（政府）の一定の譲歩をしめすものであるという意味で、資本蓄積への意図…」（小谷、p.5~6）と、利潤率法則の内的矛盾論から、福祉国家論を解こうとしておられた。

そして、労働者階級による（階級闘争を通じての）「福祉国家」形成により上部構造をからの働きかけ、（経済的土台への）反作用が、いわゆる「福祉・資本主義」を、健全な、正常な、回り道なき、マルクスのいう「生みの苦しみを短くし、和らげる」形態となって、発展していくのである。

もちろんいうまでもなく、各国の、そしてグローバル資本に対する、臨機応変なかつ長期的視野での具体的な戦略的階級闘争によってのみ、福祉資本主義は、維持、前進できるのである。たとえば、スエーデンで、70年代から、独占企業の資本蓄積行動に労組が関与する「労働者基金」は、「高利潤セクターにおける利潤を抑えてこれを投資に誘導する政策」(『スウェーデン』p.43~4)で労働者の評価が高い。

先進各国での福祉生産様式の開花そして同時に新植民地主義下にある大多数の途上国とも連帶してはじめて、一握りの新自由主義的独占資本集団を包围し、社会的組上に乗せ、世界の人民、労働者階級の合理的、社会的、さらに文明的判決を下す機会を実現できる時が、必ず訪れる。その瞬間から社会主義が、「自由の王国」への人類本史が始まるのである。

「この転化過程のいっさいの利益を横奪し独占する大資本家の数が絶えず減少していくにつれて、貧困、抑圧、隸属、墮落、搾取の総量は増大するが、しかしまた、絶えず膨張するところの、資本主義的生産過程そのものの機構によって訓練され結合され組織される労働者階級の反抗もまた増大する。資本独占は、それとともにまたそれのもとで開花したこの生産様式の桎梏となる。生産手段の集中と労働の社会化とは、それらの資本主義的な外被とは調和しえなくなる一点に到達する。この外被は粉碎される。資本主義的私的所有の弔鐘が鳴る。収奪者が収奪される。」(『資本論』④、s.790~1)

#### 第4節 アンデルセンの諸理論へのコメント — 脱商品化「調停戦略」および「女性革命」

以上のようなマルクス福祉資本主義の立論から、アンデルセンの若干の業績についてコメントしておこう。同氏への批判というより同氏の理論の解明の手掛りとなれば幸いである。

まず、どうしてもとりあげねばならないのは、氏独自（その淵源は、ポランニーにあることであるが、ここでは余裕がないので割愛させていただく）の範疇「脱商品化」の理論である。

「脱商品化効果をもつ福祉国家は、現実にはごく最近になって登場した。それは少なくとも、市民が仕事、収入、あるいは一般的な福祉の受給権を失う可能性なしに、必要と考えたときに自由に労働から離れることができる、という条件を備えていなければならぬ。この定義を念頭に置くならば、たとえば通常の収入と同時の給付が保障される疾病保険が必要となるし、その際には各人が必要と見なす期間、ごく簡単な診断書に基づいて休業できる権利が求められる。留意してよいのは、こうした条件は、大学の研究者、公務員、そしてホワイトカラー上層に対してはこれまで通常の場合は保障されていたものである、という事実である。さらに、年金、妊娠休暇、育児休暇、教育休暇、失業保険についても同様の条件が要請されることになろう。」（『福祉・・』p.24）

「福祉国家の発展経路には多様性があるが、これは脱商品化の要請に対する対応が異なっていたからである。この脱商品化という概念は労働力商品の根絶ということと混同されることはならない。このことはこの概念を理解するうえで大切である。脱商品化とはオールオアナッシングの問題ではないのである。そうではなくて、この概念は、個人あるいは家族が市場参加の有無にかかわらず社会的に認められた一定水準の生活を維持できることがどれだけできるか、というその程度を表している。社会政策の歴史を振り返ってみると、政策をめぐる対立は、主要には、市場原理からの免責がどの程度許容されるべきかという点をめぐって生じてきた。社会権の強さ、射程、質の問題はまさにその点にかかわっていた。脱商品化によって、労働生活が必要に迫られたものというより自由選択の問題となっていけば、それは脱商品化が脱プロレタリア化という水準に達したことを意味するかもしれない。」（『福祉・・』p.42）

資本制つまり賃金労働制の下で、自己の労働の販売、つまり商品化に成功しえなかつた原子化された個人に対し、（そしてその家族に対しても）、「一定水準の生活を維持できる」状態、何らかの福祉、社会保障制度の恩恵を受ける人々の生活程度の状態を「脱商品化」と名付け、そして、そのこと自体は当然「労働力の商品の根絶」ではないが、自由選択的になるにつれ、「脱プロレタリア化」の水準に到達するかも、と説明している。

ここでは社会民主主義者らしく、自然成長的発展のみで、いわゆる革命的行

動、意思決定すべき問題はなく、社会主義への移行問題もなく、ただ福祉の「程度」問題にされている。

だが「脱プロレタリア化」という時、いわゆる「資本主義体制」はどうなるのかというその空想的側面は別としても、社会保障という社会権から議論しているが、人間の本来の活動としての労働という労働権（これは社会権の淵源基礎となる基本的人権と同義的な重要な権利）についてまったく言及がないのは看過しえない。

今、前節で解明したように脱商品化状態の人々を、産業予備軍および受給貧民と同義とみなすならば、どの程度において「脱商品化能力を決定するこうした諸次元をいかに適切に操作化しうるか」（同、p.53）という福祉政策決定構造構成分析自体は正しいとしても、具体的な水準自体の決定は、いかに社会民主主義政府の権力の下とはいえ、経営者集団の（資本家）同意なくして一歩も前進しえないのであろう。

つまり原子化された個々人は、市場からドロップでき、一定の水準が政府および労組との連合により決められているとしても、それらにはまた別の一定の限度、たとえば、最低限の生きるためだけの生存保障のみとか、が必ずつきまとひ、そして、階級闘争の帰趨する所で一喜一憂せざるをえないのが、多くの福祉国家現状ではないだろうか。今日では、全世界がグローバル化により単一市場化し、事実上脱商品化する場も、時もないであり、そのそれは脱プロレタリア化と同様、相対的、あるいは幻想的「改良」に過ぎないのである。

もちろん、氏もまた、「脱商品化」が新しい活動家への潜在的転進の可能性（「連帶的な行動に打ってでること」（同、p.23）を認めている限り、その提案は、正当であるいは、有意義である。しかし、失業者と受給貧民全体が、労働する職場を求め、そして生活向上を求める労働者階級と連帶して、社会主義をめざす主体的条件の発展となるとは、していない。

むしろ、その目標は、というより到達は、（空想的とも思える）脱プロレタリアであり、「一部の特權的階級（高級公務員のような）が何十年にもあるいは何世紀にもわたって享受してきた関係に近づき始める」（同、p.53）という、シュンペーターやウエーバーの世界である。

脱商品化は、労働者階級の団結でなく階層化をもたらすだけでなく、階級闘争の仕方・形態に変化をもたらすと（さえ）アンデルセンはいう。

「『民主的な階級闘争』（Lipset, 1960）という概念でリップセットは、団体交渉の合意形成がむき出しの階級闘争に置き換わり、能力主義と平等なライフ・チャンスが相続された特権や貴族原理に代わって一般化した社会を描き出す。不平等が現実に後退し、物質的な豊かさが現実にかなり普遍化したことから見て、これは信頼性のあるイメージであった。大量消費、経済成長、失業率の低下は、労働者に中産階級なみの生活水準をもたらし、その子供たちにはホワイト・カラー職への社会移動という上昇志向を植えつけた。」（引用『ボ』p.39）

民主的でない階級闘争などないが、福祉社会の下での階級闘争のあり方が、「来る革命」（武装？）を準備するのではなく、資本家、政府との団体交渉の仕方が、民主的つまり法的規制に則るというより、諸請求の内容が、労働条件および生活条件の向上をめざすように変化して、より高度な労働や（労働時間の短縮など）や生活（文明機器の活用など）の相対的高度化の追求となることは当然である。

しかし、労働における「能力主義」、生活における「平等なライフ・チャンス」なるもの階級意識の希薄化背景、原因が基本的に「完全雇用が脱工業化と第三次産業化という二重の過程によって置き換わったときであった。工業労働者の過剰化、女性労働者の増加、サービス部門の発展は、たんに普遍的な運動法則に従って起きているわけではない。むしろ、脱工業化の社会は先行する制度的インフラストラクチャーを通じて創り出されたものである。」（『ポスト・・』p.43）と、先進国のサービス産業化のみに限定されているのは、極めて重要な問題をはらんでいると思う。

少なくとも、南北問題、あるいは、途上国における「新植民地的生産様式」、つまり、先進福祉国家に経済的、構造的に従属した形での「サービス産業化」現象である。全生産物は、人的サービス、商業的サービスの前提に、自然資源の採集、加工、組み合わせ、検査などの第一次、第二次産業での製品化とその市場形成が時刻で自絵できる原則であるべきである。

この国際分業に関する点への配慮というか分析（先進国による途上国との「不

等価交換」、収奪、搾取などの実態など）は一切なく、専ら国内サービス化に基づく階級希薄化のみで国際的連帯については論じられない。

上のような階級闘争のあり方の変容は、アンデルセン、さらには社会民主主義者の福祉戦略とは、「損失の総括がプラスとなり、「どちらも有利となる」戦略で、「再び労働市場と家族が十分な機能を果たし、福祉を生み出せるようにすることである。」（『ポスト・・』p.233）「『福祉国家レジーム』というのは、ある意味で、この本の要となる概念である。その理由は、いくつかある。第一に、一般的に用いられている福祉国家という概念は、伝統的な社会改良政策を指し、狭きにすぎない。第二に、今日の先進諸国がクラスター化されるとすればその分岐点は、伝統的な意味での社会福祉政策がどのように形づくられたかという点のみならず、国家が雇用や社会構造全般にいかに影響を及ぼしているかという点に求められるからである。本書が明らかにするであろうことはまさにそのことである。「レジーム」について語ることは、国家と経済の間には法的組織的な関係が体系的に張りめぐらされている、ということを指し示すことに他ならない。）（『福祉・・』p.2）

先に、述べていたように、アンデルセンは、上部構造主導の側面から、民主主義の発展とともに福祉拡充が国家を超えた福祉国家資本主義の解明をめざしていく。

それは「金持ちをますます金持ちにするために行おうとしているのではない」という前提に立ち帰ることが必要である。基本的な社会的目標は「民主的な階級闘争」を再統合することであると確認しなくてはならない。」（『ボ』p.234）

（前半の引用にある、まるで両階級ともに「有利」となる福祉戦略とは『語るにおちる』の代表的な言知であろう。何をかいわんやである。民主的階級闘争どころか、ゲームやスポーツである。『ポスト・・』のコメントを終えるに当たって、アンデルセンの求めていた価値基準、評価基準、存在条件のようなものが、結局、最後まで発見できず、精々スポーツ試合のルールの確認に止まって、二つの福祉国家の比較において非常に大きな失策を犯していることを確認しておくのも一興というものである。

たとえ「調整戦略」が、「福祉をうみ出す」限り有効だとしても、「利害関係

組織」では「総和プラス」とはならない。(あえて、労使双方においても、有利な福祉選択肢を考えれば、新技術導入による特別剩余価値および相対的剩余価値の拡大再生産とともに、パラレルな時短、実質賃金の上昇を勝ち取れば、つまり、福祉政策が発展すればするほど、結局は、あらゆる側面から利潤率低下法則がダイレクトに作動するようになり、資本家にとって「有利」なポジションは、ますます狭隘なものになるであろう。もし逆なら、反対の結果しか生まれない。実際の福祉国家の、あらゆる葛藤、矛盾の根源には、この利潤法則の帰趨が連動している。しかも今日の国家レベルの利潤獲得競争は、武力を背景とした無法の絶対的剩余生産様式をすら卒業していないのである。)

(だからそこでは) たとえば、アメリカ産「トロイの木馬」(を) 前に (次のような) 「収斂論」もないであろう。

次のGDPで「公的社會支出と民間社會支出」計測した表によって、アンデルセンの下した判断は次のようなものであった。

「それにもかかわらず、われわれはいまや収斂にはほぼ近いところにたどり着いている。平均的な家族の全体としての福祉支出は両国ともほぼ40%に達している。重税に悩むスウェーデン人は、税金をそれほど収めていないアメリカ人を羨ましく思うかもしれないが、彼らが忘れているのは、アメリカ人がどのみち福祉に金を払わされているという事実である。スウェーデンでは国家が市場を押しのけているのに対し、アメリカでは、民間福祉への世帯支出がそれ以外のものを購入する世帯の能力を押しのけている。同じく、ヨーロッパの雇用主がかならず愚痴をこぼすのは、彼らが支払わなければならない社会的拠出金の重い負担についてである。だが、彼らが忘れているのは、民営化されたシステムの賃金労働者は職業給付金を労使交渉の対象とすることができるという点である。第一次的な経済分野では、雇用上の法的労働コストと労使交渉で決まった労働コストの合計は、アメリカでもヨーロッパとほとんど同じである。」(『ボストン』 p.247~8)

詳細な検討は省くが、問題は、氏が、具体的な「経験的なデータ」(同)を手にする時はいいが、「一般的法則は国ごとの特異性ほど大きな意味を持たないのでないだろうか」(『ボ』 p.199) と退けられ、ゲームに興じられるとき、

まったくの袋小路に迷い込んでしまっていることに、気づかないことである。

最大の問題点は、労働者の剩余価値生産過程で、労働者の賃金や労働条件が問題になる時、その価値判断の基準が、商品価値を決める労働時間であり、週なら週の労働時間量がその国のGDP（これ自体、金融商品を含むという問題もあるが）を決定するということである（ちなみにマルクスは、自由時間を経済の目的とみなしていた）。

ところが、アンデルセンの両国比較の基礎データには、GDPとその社会支出の割合が考証されているのみで、その前提である総労働時間、平均労働時間の長さが考慮されていないのである。長時間労働は、総生産額を増大し、その社会支出の割合を変化させるのである。アメリカの社会支出比率は、スウェーデンより長時間労働であるため、低く現象するのである。

たとえば、週労働時間は、週2時間前後の相異があるのである。（『データ・ブック』参照。）率にして5%以上のGDPへの積み上げはスウェーデンより5%以下の低社会保障であり、高負担なのは容易にわかる。なのに、アンデルセンはこのような初期的な「一般基準」すらさえなく福祉国家スウェーデンが、最も低い福祉資本主義国（軍事資本主義）アメリカとが、「収斂傾向にある」とは、スウェーデンの行きつく先は、目に見えてきそうである。

もう余裕がないので、女性革命のあり方、未来についてだけ、簡単にふれておこう。

アンデルセンの主張する家族政策なるものは、「脱商品化」と同じく「脱家族主義化」を前提し、「その本質は、政策が家族に現実な選択肢を与えることにある」（『ボ』p.107）。

選択肢の増えること自体、何ら問題ではない。しかし、問題は、その重要な選択肢が失われた場合、氏はどうするのか、ということである。

「ここに重要な教訓がある。キャリアを中断することで課される不利益は、「ソフトな経済」職と呼べるような領域ではごくわずかだが、競争的な圧力が厳しい「ハードな」経済ではそうはいかない。したがって、父親に割り当てられた育児休業を通じたジェンダー平等化の戦略は、私たちが考えるよりもすぐに限界にぶつかるだろう。となれば、一定期間の休業よりも、男性が育児と家

事労働に日々貢献することを通じてジェンダー平等化を目指す戦略のほうが、全般的により有効だろう。最近の研究によれば、男性にいっそうの参加を促すために3つの重要な方法がある。その第1は、すでに議論したように、家庭内の妻の相対的交渉力の強さによってもたらされ、それは何よりもまず妻の稼働能力に依拠する。第2は、必要とされる労働とケアの量に関連する。先に見た世代間のケアのやりとりにかんするデータから、非常に重要な教訓を導くことができる。すなわち、そもそもケアを提供するかどうかの確立は、ケアの密度と逆比例するということだ。父親が子どもに注ぐ時間についても、同じ論理があてはまる。父親の育児時間は子どもが家庭外の保育サービスを利用する場合に、顕著に長くなる。もしそうであるなら、幼児期の普遍的な保育サービスという政策は、家庭の生活をよりジェンダー対称的にすることに相当に貢献するに違いない。」（『平等・・』 p.105～6）

大独占企業とかの「ハード」な経済においては、男性の育休で「一定期間の休業」の要求など「考えるよりもすぐに限界にぶつかる」ので、男性のケアの質量を増加させるために、女性の方の所得や交渉力に「何よりもまず」依拠し、民間保育サービスを活用すれば、「ジェンダー対称的にすることに相当に貢献するに違いない」という、女性革命推進者にしては、極めて無責任な、（男性寄りの）態度、（没階級的）政策（提案）といわざるをえない。

企業の壁を打破するのが、まず、労組であり、社会民主主義者であり、福祉国家政府の役割であろう。なのに、そのシワ寄せを、弱き女性と子ども達におつかぶせるとは、開いたくちがふさがらない。まさに、スウェーデンでは、相対的比率では、他のヨーロッパの国々に比べて、女性の自殺率が高いというのもうなづける。（武井「現代日本・・」 p.105）

氏は、別のところで、「事実上すべての比較政治経済学が家族の世界に対して目を閉ざしている」（『ポ』 p.34～5）で、自らを誇っているが、既にマルクスやエンゲルスが、女性の家族における「世界史的敗北」後の様々な悲劇について研究していたことに対してもまったく知らないのだろうか？

家族に対する「保守的」な現実しか認められないのは問題であるが、ここでは割愛する。

小生の小さな経験から考えても、夫君の「育児休業は、子どもが少なくとも肉体的に完全に自立するまで、義務化されるべきであり、その間の家族保障は全額（両親とその子どもの養育費）、母となろうとなかろうと女性に帰順すべきものであろう。

それがこれまでの長い歴史の中で、こうむってきた全女性への男性からのせめてもの「プレゼント」というより人生の「感謝料」であろう。

このような女性尊重の両性の真の平等とその相互扶助は、既に、太古の原始共産制制度で実現していたものであり、一層高次な、福祉社会主義において、個々人の個性とその両性の共同社会への交差点であろう。男性による、共同体および家族、何よりも女性に対する破壊しいたげの責は、共同体と家族の真の復活にとって、プロメテウスの罪より重い。

（今日ユーロ圏で福祉資本主義体制が築かれつつあるとはいえ、アメリカ等の金融帝国主義国が跋扈しており、女性を中心とする先住民による原始共産制社会の高次な復権の道は、はるかに遠く長い道程であろう。しかしそれは、同時に未知の自然史の法則の発見と変革という新しい人類的創造過程の発露であろう。）

## 付記

本論文は、2013年10月5日に開催された経済理論学会第61回大会第12分科会「福祉国家」（司会 植村高久（山口大学）、コメンテーター 深澤竜人（明治大学））において報告されたものです。

なお、同分科会報告における議論内容については、『季刊 経済理論』第51巻第1号（2014年4月）p.111を参照して下さい。

## 引用および参考文献

イエスタ・エスピニ・アンデルセン

『平等と効率の福祉革命』大澤真理監訳（2011、岩波書店）

『福祉資本主義の三つの世界』岡沢、宮本訳（2001）

『ポスト工業経済の社会的基礎』渡辺雅男、景子訳（2000）

『POLITICS AGAINST MARKETS』1985 PRINCETON UNIVERSITY PRESS

小谷義次『現代福祉国家の理論』（1886年、ミネルヴァ書房）

独立行政法人 労働政策研究・研修機構『データブック 国際労働比較（2009年版）』p.198

- 武井博之『現代利潤率法則論』2006年、ナカニシヤ出版  
「現代日本における『シャドウ・ワーク』の確立」大阪経済法科大学『経済学論集』  
第34巻、第2・3号合併号、2011年3月。
- 不破哲三『『資本論』はどのようにして形成されたか』2012年、新日本出版社。
- 的場昭弘『マルクスだったらこう考える』2004年、光文社
- 聴壽 弘『マルクス主義と福祉国家』2012年、大月書店。
- 宮前忠夫『新訳・新解説「マルクスとエンゲルスの労働組合論』2007年、共同企画ヴァーグ。
- マルクス『資本論』① 社会科学研究所 資本論翻訳委員会 新日本出版社1982年ほか。
- マルクス＝エンゲルス『全集 第⑯巻』大内兵衛他監訳 大月書店 1966年 ほか。